

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定案の骨子

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）について、国の「原子力災害対策指針」の改正内容、広域避難先の協議結果および原子力防災訓練の検証結果を踏まえて改定する。

1 原子力災害対策重点区域の設定

○従来の「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」に替えて、「原子力災害対策指針」に基づき、「原子力災害対策重点区域」として「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」および「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」を設定

※PAZ…対象発電所からおおむね半径5km UPZ…対象発電所からおおむね半径30km

〈現在の計画〉

(1) 敦賀発電所、ふげん

防災対策を重点的に充実すべき地域

EPZ (おおむね10km圏)
敦賀市、美浜町、南越前町



〈改定案〉

原子力災害対策重点区域

PAZ (おおむね5km圏)
敦賀市

UPZ (おおむね30km圏)
敦賀市、美浜町、南越前町、 <u>越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市</u>

(2) もんじゅ

防災対策を重点的に充実すべき地域

EPZ (おおむね10km圏)
敦賀市、美浜町



原子力災害対策重点区域

PAZ (おおむね5km圏)
敦賀市、美浜町

UPZ (おおむね30km圏)
敦賀市、美浜町、 <u>南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市</u>

※EPZ : Emergency Planning Zone

※PAZ : Precautionary Action Zone
UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone

〈現在の計画〉

(3) 美浜発電所

防災対策を重点的に充実すべき地域

EPZ (おおむね10km圏)
美浜町、敦賀市



〈改定案〉

原子力災害対策重点区域

PAZ (おおむね5km圏)
美浜町、敦賀市

UPZ (おおむね30km圏)
美浜町、敦賀市、 <u>若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町</u>

(4) 大飯発電所

防災対策を重点的に充実すべき地域

EPZ (おおむね10km圏)
おおい町、小浜市、高浜町



原子力災害対策重点区域

PAZ (おおむね5km圏)
おおい町、小浜市

UPZ (おおむね30km圏)
おおい町、小浜市、高浜町、 <u>若狭町、美浜町</u>

(5) 高浜発電所

防災対策を重点的に充実すべき地域

EPZ (おおむね10km圏)
高浜町、おおい町



原子力災害対策重点区域

PAZ (おおむね5km圏)
高浜町

UPZ (おおむね30km圏)
高浜町、おおい町、 <u>小浜市、若狭町</u>

2 緊急事態等の区分および配備体制

○従来の「フェーズ0」～「フェーズ3」の区分に替えて、国の「原子力災害対策指針」に基づき、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」に区分

〈現在の計画〉

レベル	主な事象	配備体制
フェーズ0	・原子力事業所の敷地境界付近で0.5 μ Sv/時間以上の放射線量が検出されたとき	警戒配置
フェーズ1	・原子力事業所の敷地境界付近で1 μ Sv/時間以上の放射線量が検出されたとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力事故対策本部 本部長: 副知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 現地事故対策本部 本部長: 嶺南振興局長 </div>
フェーズ2	・5 μ Sv/時間以上の放射線量が検出 ・全交流電源の喪失が5分以上継続 ・非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 現地災害対策本部 本部長: 副知事 </div>
フェーズ3	・500 μ Sv/時間以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達 等	※国より早い段階で災対本部を設置(国はフェーズ3で災対本部を設置)

〈改定案〉

レベル	主な事象	配備体制	
			地震・津波発生時
警戒事態	・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・福井県内で震度6弱以上の地震が発生 ・福井県に大津波警報が発令 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害警戒本部 本部長: 安全環境部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地警戒本部 本部長: 嶺南振興局長 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害警戒班 班長: 安全環境部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地警戒本部 本部長: 嶺南振興局次長 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地対策本部 本部長: 副知事 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害対策班 班長: 安全環境部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地対策本部 本部長: 副知事 </div>
施設敷地緊急事態	・全交流電源の喪失が5分以上継続 ・非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地対策本部 本部長: 副知事 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 災害対策本部 本部長: 知事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 原子力災害対策班 班長: 安全環境部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害現地対策本部 本部長: 副知事 </div>
全面緊急事態	・1時間あたり5 μ Sv以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達 等	※国より早い段階で災対本部を設置(国は全面緊急事態で災対本部を設置)	※国より早い段階で災対本部を設置(国は全面緊急事態で災対本部を設置)

(注) 福島事故以降、空冷式非常用発電装置や予備電源車等、安全防护のための設備の多重化が図られている

3 防護措置の基準

○従来の予測線量に基づく防護措置の基準に替えて、原子力災害対策指針に基づき、緊急時活動レベル（EAL）および運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置の基準を設定

○具体的な防護措置の実施は、事態の進展に応じ、国が範囲を定め、避難等を指示

〈現在の計画〉

SPEEDIによる予測線量		防護措置
外部被ばくによる実効線量 (7日間の累積)	放射線ヨウ素による甲状腺の等価線量 (7日間の累積)	
5mSv以上 10mSv未満	50mSv以上 100mSv未満	屋内退避
10mSv以上 50mSv未満	100mSv以上 500mSv未満	コンクリート建屋の屋内に退避
50mSv以上	500mSv以上	避難実施

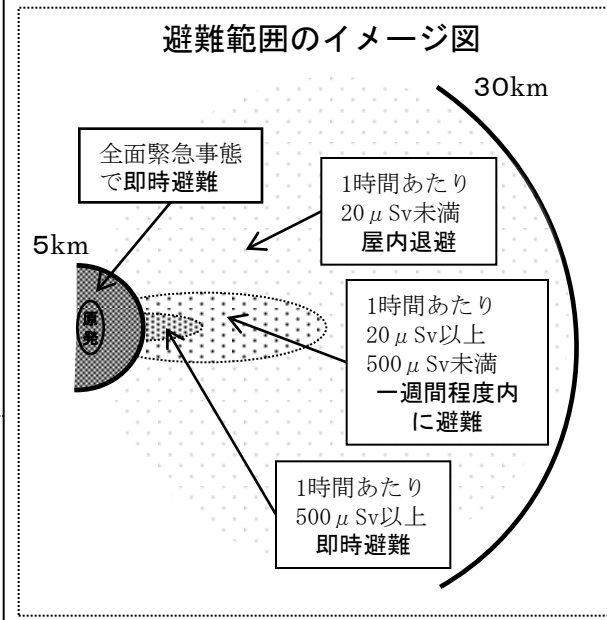
〈改定案〉

	EALに基づく防護措置		OILに基づく防護措置
	おおむね5km圏	おおむね30km圏	
警戒事態	[災害時要援護者] 避難準備		
施設敷地緊急事態	[災害時要援護者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、災害時要援護者] 屋内退避準備	
全面緊急事態	[一般住民] 避難実施	[一般住民、災害時要援護者] 屋内退避	[OIL1] 避難 (空間放射線量が1時間あたり500 μ Sv以上) 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施
			[OIL2] 一時移転 (空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv以上) 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

※避難先、避難ルートの設定に当たっては、SPEEDIを判断の参考にする

＜ 防護措置実施の手順 ＞

		おおむね 5 km圏	おおむね 5 ~ 30 km圏
放射性物質の放出前	全面緊急事態	↓ 国の指示により 即時避難	↓ 国の指示により屋内退避
数時間以内			国が緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量の実測値を基に、国が範囲を定め、避難等を指示 ↓ 空間放射線量が1時間あたり500 μ Sv以上 即時避難
放射性物質の放出後	1週間以内		空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv以上500 μ Sv未満 一時移転 (一週間程度内に避難) ↓ 空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv未満 引き続き屋内退避



4 広域避難および避難手段の確保

- 住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、広域避難先等を別途要綱で定める
- 迅速かつ円滑な避難を行うための避難手段を確保

〈現在の計画〉

(1) 広域避難先

- 被災市町から広域避難について協議があった場合、県はその都度協議して決定

(2) 避難手段の確保

- 予測線量に基づき国が緊急事態宣言を発出した後に、県・市町が避難手段を準備
- 原則として、県・市町が手配する公共輸送手段（バス等）で避難
- 県・市町の輸送力が不足する場合、県から自衛隊、海保に支援を要請
- 状況に応じ、自家用車による避難を認める



〈改定案〉

(1) 広域避難先等

- 関係市町の住民が行う30km圏外への避難（広域避難）について、避難が迅速かつ円滑に行われるよう、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等を別途要綱で定める

(2) 避難手段の確保

- 自家用車で避難可能な住民は、原則として自家用車で避難
- 早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で関係機関への要請を開始
 - ・自衛隊、海上保安庁に車両、船舶、ヘリコプター等の出動準備を要請
 - ・バス協会にバスの派遣準備を要請

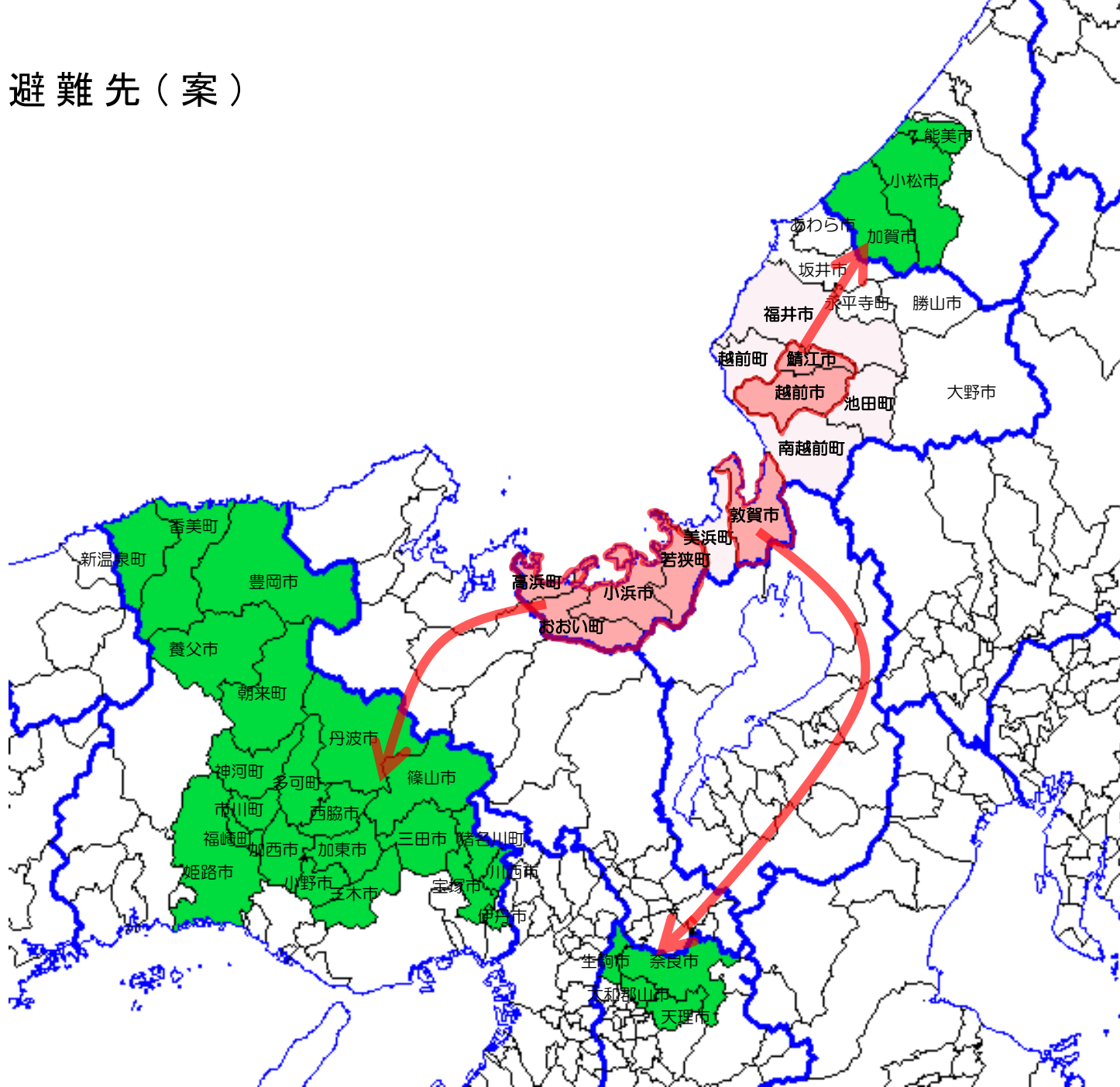
要綱に定める広域避難先（案）

○原発から30km圏内の市町については、県内の避難先の他に、県外の避難先も設ける

避難対象市町	県内避難先	県外避難先
敦賀市	○福井市、小浜市	○奈良県 ・奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市
美浜町	○おおい町 ○大野市	
若狭町	○越前町	○兵庫県 ・篠山市、丹波市 ・豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 ・姫路市、市川町、福崎町、神河町 ・西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町 ・伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
小浜市	○鯖江市、越前市	
おおい町	○敦賀市	
高浜町	○敦賀市	
南越前町	○永平寺町	
福井市	○福井市内※	
鯖江市	○坂井市、勝山市	○石川県 ・加賀市
越前市	○坂井市、あわら市	○石川県 ・小松市、能美市
越前町	○坂井市	
池田町	○大野市	

※30km圏外の福井市内に避難

県外避難先(案)



5 安定ヨウ素剤の予防服用体制

- 5 km圏内は医師が関与し事前配布。全面緊急事態において、国の災害対策本部が服用指示
- 5 km圏外は原子力規制委員会が配布・服用の必要性を判断し、国の災害対策本部が配布・服用指示

〈現在の計画〉

- 安定ヨウ素剤の予防服用体制
 - ・ 緊急時の配布に備え備蓄（健康福祉センターおよび市町に備蓄）
 - ・ 配布場所は避難所

- 安定ヨウ素剤の服用
 - ・ 県が国と協議し服用を決定



〈改定案〉

- 安定ヨウ素剤の予防服用体制
 - 〈 5 km圏内〉・ 医師が副作用等を説明・問診し、事前配布（6歳以下の乳幼児、アレルギーを有する者には配布しない）
 - 〈 5 km圏外〉・ 配布場所は避難経路（学校、公民館等）
 - ・ 原則として医師が関与（困難な場合は薬剤師等）
 - ・ 避難の際に配布場所での受取りが困難な地域は、事前配布

- 安定ヨウ素剤の服用
 - 〈 5 km圏内〉・ 全面緊急事態で、国の災害対策本部が服用指示
 - 〈 5 km圏外〉・ 空間線量率等に応じて、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の災害対策本部が配布・服用を指示

6 緊急時モニタリングの実施体制

○従来県が実施していた緊急時モニタリングについては、国が統括して実施

〈現在の計画〉

○緊急時モニタリングの実施体制

- ・ 県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、事前に緊急時モニタリング計画を作成
- ・ 県は緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを実施
- ・ 国は専門家を派遣して県のモニタリングを支援

〈改定案〉

○緊急時モニタリングの実施体制

- ・ 国が「緊急時モニタリングセンター」を設置し、避難範囲の特定に必要なモニタリングの実施計画を作成
- ・ 実施計画に基づき、国、県、事業者等が空間放射線量を測定
- ・ 国が測定結果を解析・評価し、避難の範囲を特定する等の防護措置を決定
- ・ 県は、事前にモニタリング計画（人員・機材等）を作成

